

# 告示

## 埼玉県告示第千七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称						医療法人社団仁友会 入間台クリニック					
所在地						入間市新久八一六					
サービスの種類						居宅介護支援					
廃止年月日						平成十九年十二月一日					
介護予防居宅療養管理指導		介護予防訪問リハビリテーション		介護予防訪問看護		居宅療養管理指導		訪問リハビリテーション		訪問看護	
令和六年七月三十一日											
谷中耳鼻咽喉科医院											
春日部市大場六九〇―三											

<p>あらい薬局本町店</p>	<p>なごみ居宅介護支援事業所</p>
<p>秩父市本町一 五</p>	<p>入間市小谷田一 二五八一入間 ハート病院内</p>
<p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導 居宅介護支援</p>
<p>平成二十九年二月二十八日</p>	<p>令和六年八月十五日</p>